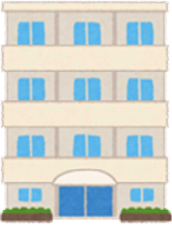


長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに対する 固定資産税減額制度のご案内（令和7年度）

マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装工事）が実施された場合に、工事完了年の翌年度分（改修工事の完了日が1月1日の場合はその年度分）の固定資産税に限り、当該住宅一戸あたり100㎡の床面積相当分までの建物部分の固定資産税額の3分の1を減額します。

1 固定資産税減額の対象

申請に際して、下記の要件を満たしていることが必要です。

対象条件 	○築20年以上経過しているマンションであること。 ○総戸数が10戸以上のマンションであること。 ○長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装工事 ※全工事必須）を過去に1度以上実施していて、令和5年4月1日～令和9年3月31日の間に2回目以降の長寿命化工事を完了しているマンションであること。 ○令和3年9月以降に、管理計画の認定基準未満から認定基準以上に修繕積立金を上げた、マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンションであること。
---	---

※管理計画認定制度については、都市計画課計画担当にお問い合わせ下さい。

2 申請方法

必要書類を、税務課資産税担当に提出し、建物部分の固定資産税の減額を申請します。

(1) 申請方法	工事完了後、 <u>3ヶ月以内</u> に、郵送又は持参して提出して下さい。 提出先：春日市原町3丁目1番地5 春日市税務課資産税担当
(2) 必要書類	○固定資産税減額申告書（春日市様式） ○総戸数を確認出来る書類（図面等） ○管理計画認定通知書（春日市が発行したもの） ○修繕積立金引上証明書 ○過去工事証明書 ○大規模の修繕等証明書 

※必要書類（修繕積立金引上証明書、過去工事証明書、大規模の修繕等証明書）の詳細については、下記の相談ダイヤルにお問い合わせ下さい。

3 マンション長寿命化促進税制に関する相談ダイヤル

国土交通省が、マンション長寿命化促進税制に関する問い合わせ窓口を設置しています。
減額の要件、必要書類の詳細については、こちらにお問い合わせ下さい。

相談ダイヤル	TEL：03-5801-0858 受付時間 月～金 10：00～17：00（日祝休日、年末年始を除く）
--------	--